

環廃対発第110204005号
環廃産発第110204002号
平成23年2月4日

都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等
の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）の施行については、平成23年2月4日付け環廃対第110204004号・環廃産第110204001号により大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところであるが、なお下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 土地所有者等に係る通報努力義務の創設（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第5条第2項）

土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならないこと。

「廃棄物と認められるもの」とは、土地の所有者又は占有者が廃棄物と認めるものをいうが、当該廃棄物と認められるものについて通報を受けた都道府県知事又は市町村長が確認した結果、廃棄物ではないことが明らかとなったものについては、法の規制の対象とはならないこと。

第二 廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し

1 欠格要件の連鎖

道府県知事に届け出ることとしたこと（規則第8条の2の5等）。

また、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から30日以内に、規則様式により都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（規則第8条の2の6等）。

4 経過措置

平成23年4月1日時点において既に行われている保管については、平成23年6月30日までにその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（改正法附則第6条第1項等）。

5 その他の留意事項

都道府県知事は、排出事業者による事前届出があったときは、保管場所を定期的に確認し、不適正な保管の防止に努められたいこと。

また、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われた場合には、産業廃棄物処理基準に従って保管を行うべき旨を指導するとともに、必要に応じ、改善命令や措置命令の発出を行うこと等により、生活環境の保全が図られるよう努められたいこと。

第九 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること。

また、第十一の優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられること。

第十 産業廃棄物管理票制度の強化

1 保存すべき管理票

保存すべき産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の写しとは、いわゆる「A票」であること。

これまでも、管理票の交付について定めている旧施行規則第8条の20第6号において、交付した管理票の控え（A票）を、運搬受託者（処分受託者がある場合には、処分受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管することとしていたが、法律上A票の保管が義務付けられたことに伴い、当該規定は削除したこと。

2 他制度との関係

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことか